

# W T Oドーハ・ラウンドの意義と課題

～ 各国議員間の論議を中心に～

第一特別調査室 まつい かずひこ  
松井 一彦

## 《要旨》

交渉分野をめぐって各国間の対立が解けないまま、昨年7月中断したW T Oドーハ・ラウンドは、本年に入ってようやく交渉が再開された。昨年12月、多数の各国議会の議員の参加を得て、ジュネーブで行われた「W T Oに関する議員会議」では、今次ラウンド、農業交渉等、途上国の開発、意思決定方式、紛争解決メカニズム、W T Oの意義及びW T Oと二国間・地域貿易協定との関係等をめぐって活発な論議が行われた。いずれの点においても、先進国と途上国の主張には隔たりがあり、またそれぞれの中でも、農産物輸出国と輸入国との間の主張にも隔りがある。米国におけるT P Aの延長問題とも絡み、ラウンド交渉がこの先どこまで進むのか不透明である。今次ラウンドでは途上国の開発問題がテーマになっていることから、途上国の開発に配慮した貿易政策を進めることが、交渉妥結のために重要であろう。また、W T Oの意義についてもっと国民に知らせ、それに対する関心と理解を得る努力も同様に必要であると思われる。

## 1. はじめに

W T O（世界貿易機関）は、各国間の貿易ルールを取り扱う、地球規模では唯一の国際機関であり、2007年3月現在、150の国と地域が加盟している<sup>1</sup>。W T Oの前身である関税及び貿易に関する一般協定（以下、G A T Tという）は1948年に発足した。爾来60年近く経過したが、その間世界の貿易量は飛躍的に増大し、W T Oによる多角的自由貿易体制は大きく発展を遂げている。これまでG A T T及びW T Oを通じた多角的自由貿易体制から最も恩恵を受けている国の一つである日本は、G A T Tの時代から一貫して同体制を重視しており、ラウンド交渉を通じ、その発展に寄与してきている。他方で、90年代以降、各国間で結ばれる二国間・地域貿易協定が増加するようになった。

さて現在、W T Oでは「ドーハ開発アジェンダ」（以下、ドーハ・ラウンドという）交渉が続けられているが、昨年12月、ジュネーブ（スイス）で世界の議員が集結して行われた「W T Oに関する議員会議<sup>2</sup>」に陪席し、議論を聴く機会があった。会議では立場・見解の違いにより、議論は錯綜した。本稿では、W T Oとラウンド交渉の歩みを踏まえ、この議論を整理しつつ、ドーハ・ラウンドの意義と今後の課題について述べたい。

## 2. W T O及びラウンドの現状

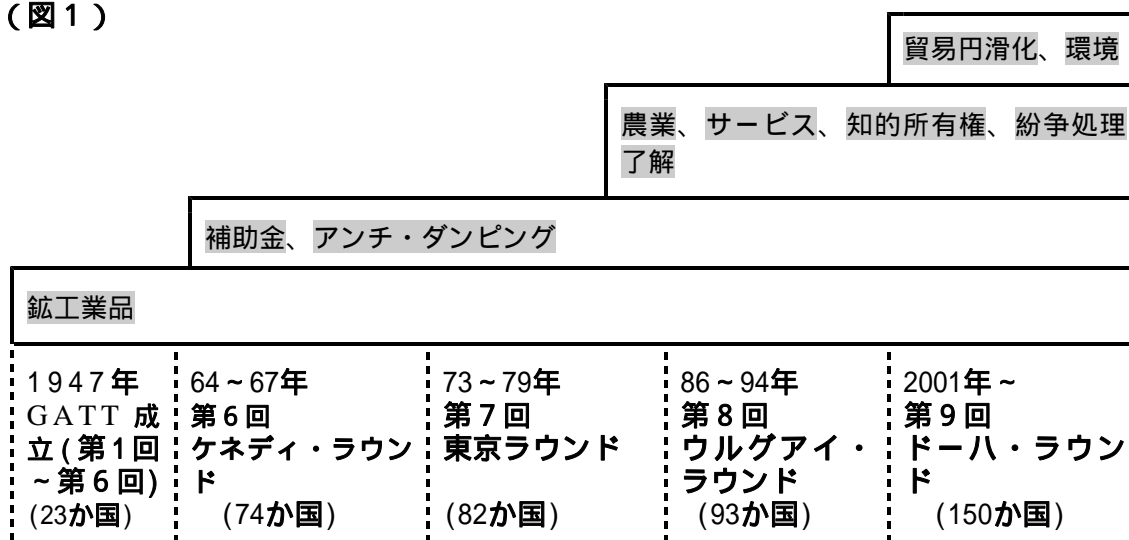
### （1）W T O誕生とその後の歩み<sup>3</sup>

【GATTからWTOへ】 人類に未曾有の惨禍をもたらした第二次世界大戦の原因の一つに各国による保護貿易政策があったことから、戦後、自由で円滑な貿易の発展の必要性が認識されるようになった。こうして、1947年、貿易に関する国際的枠組みとしてGATT体制が誕生した。GATTは、貿易に関する様々な国際ルールを定めており、その基本原則は、貿易制限措置の削減と貿易の無差別待遇（最恵国待遇、内国民待遇）である。

図1のとおり、GATT体制は多角的交渉によって次第に強化・発展してきた。第一回目の交渉は1947年に行われ、参加国・地域は23であった。その後86年に始まったウルグアイ・ラウンドまで7回の交渉が行われたが、GATT体制の重要性への認識が深まるにつれて、ラウンド参加国は大幅に増加し、73年から始まる東京ラウンドでは参加国数82か国、86年からのウルグアイ・ラウンドではそれが93か国となった。また、ラウンドの対象分野も、第1回から第5回までは、専ら鉱工業品の関税引下げに焦点が当てられていた。64年からの第6回ケネディ・ラウンドでは、これに農業、補助金とアンチ・ダンピングが、また、86年からの第8回ウルグアイ・ラウンドでは、さらにこれにサービスとアンチ・ダンピングを始めとする様々な貿易ルール分野が加わった。

累次のラウンドにより、各国の関税は次第に低下していったが、それに代わって、非関税措置が新たな問題としてクローズアップされることとなった。また、90年代に入ると、GATT体制の枠外で欧州や北米などにおいて地域貿易協定が結ばれるようになった。さらに、GATT体制の下で策定された貿易ルールはモノを対象にしていたが、国際貿易におけるサービスの比重が高まるにつれて、サービス貿易に関する国際ルールを策定する必要性が認識されるようになった。93年12月にウルグアイ・ラウンドが妥結したが、翌94年4月、GATT体制強化の必要性にかんがみ、GATTを拡大・発展させる形で新たな貿易ルールを作るとともに、このルールを運営する国際機関としてWTOを設立することが合意された。翌95年1月にWTOが正式に発足した。

(図1)



(出典) 外務省国際貿易課資料(2007年2月23日)より作成

【WTOの歩み】 WTOでは、更なる関税の引下げや国内規制の撤廃などの自由化が必要である分野もあることから、貿易と投資、貿易と環境などの新分野についても国際ルールを策定することとした。また、WTOに加盟する途上国が増加するにつれて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制を発展させていくためには、途上国の貿易に対する配慮やそれを促進するための援助が必要であると次第に認識されるようになった。

ウルグアイ・ラウンドでの合意の中で、農業とサービスについては、2000年までに次の交渉を開始することが約束されていた。1999年11月から12月にかけてシアトルで第3回WTO閣僚会議が開かれ、新ラウンドの立上げに向けた協議が行われたものの、NGOの強い反対などによって結局流会となり、新ラウンドの立上げは先送りとなった。

2001年9月の米国の同時多発テロ後、世界経済が落ち込んだことなどから、各国の間で新ラウンド立上げの機運が高まった。同年11月にドーハで行われた第4回WTO閣僚会議では、貿易の一層の促進と経済成長の助長に向け貿易障壁を削減するため野心的な交渉を行うことが合意された。そして、2002年から2005年1月1日まで、ドーハ・ラウンドを行うことが合意され、農業、非農産品市場アクセス（以下、NAMAという）、サービス等の7分野のほか、投資ルール、貿易と競争政策、政府調達 transparency、貿易円滑化といったいわゆるシンガポール・イシュー等が交渉の対象とされることとなった。

## （2）ドーハ・ラウンドの経過と現状

【ドーハ・ラウンドの特徴】 ドーハ・ラウンドは、ルール作りに主眼が置かれたウルグアイ・ラウンドと異なり、市場アクセスにより主眼が置かれていると言われる<sup>4</sup>。また、WTO加盟150の国と地域のうち、途上国がその8割を占めていることから、ラウンドでは、途上国、特に一人当たり国民所得水準が750米ドル未満（1999年から2001年平均）の後発開発途上国<sup>5</sup>（以下、LDCという）の開発にも大きな焦点が当てられている。

事実、ラウンドでは途上国が多数を占めていることから、途上国の発言力が強い。途上国の中には制度が未整備のためにWTOルールを守れない国もあり、多くがこれまで先進国を中心に構築されたWTO体制から十分な利益を得ていないとして、ラウンドの合意内容にできるだけ途上国の主張を盛り込むべく行動している。他方、先進国側でも、前述のとおり途上国の食料安全保障の尊重や国内産業の保護といった配慮なしにその合意を得ることは難しいとの認識から、ラウンドでは貿易に関する技術支援を実施することやWTO協定の履行を一時的に免除するなどの措置について積極的に議論している。

【ラウンドの経過】 2003年9月にカンクンで第5回WTO閣僚会議が行われたが、そこでシンガポール・イシューの交渉開始をめぐる各国、特に先進国と途上国とが対立し、結局何らの成果も得ることなく、会議は閉会した。その対立の背景には、WTO体制に対する途上国の強い不満があったとされている<sup>6</sup>。

2005年12月に香港で行われた第6回WTO閣僚会議では途上国の開発問題が大きな焦点となり、議論の結果、無税無枠、綿花等の開発問題に一定の配慮を示したほか、貿易のための援助(Aid for Trade)タスクフォースの創設が合意された。また、同閣僚会議で、日本は、LDC向けの市場アクセスを原則として無税無枠化することを含む、包括的な

「開発イニシアティブ」<sup>7</sup>を公表した。また、各国間の協議の結果、農業とNAMAに関する各国共通のルールであるモダリティの設定期限を2006年4月にすることが合意されたが、関係国間の対立が解けず、期限が同年7月末まで延期された。

2006年6月末に行われたジュネーブでの閣僚会合において、農業及びNAMAのモダリティ確立を目指して、各交渉議長テキストに基づき、閣僚レベルで集中的な議論が行われたが、米国の農業の国内支持、日本・EUの農業の市場アクセス、ブラジル・インド等の途上国のNAMA・サービスの市場アクセスをめぐる対立が解けず、合意に至らなかった。

2006年7月、ラミー事務局長を調整役とし、まずはG6（日本、米国、EU、ブラジル、インド及びオーストラリア）内での合意を目指した。7月中旬のG8サミットでの各国首脳からの要請を受け、2006年7月23日からG6の農業閣僚と通産閣僚がジュネーブに集結し、協議が行われた。米国以外の5か国、特にEU、ブラジル、インドが農産品関税削減あるいは鉱工業品関税削減等で一定の譲歩をしたにもかかわらず、米国がこれが微々たる代償に留まるとして有効な譲歩と認めなかったことから、交渉が行き詰まった。2006年7月27日、WTOの一般理事会での承認を経て、無期限、無条件で交渉の全分野が中断した。我が国を始め主要関係各国からは、交渉の中断を遺憾とし、その原因となった米国のかたくなな対応に対する批判が集まった。

【交渉中断後の動き】 しばらく交渉は中断したままであったが、2006年11月、ラミー事務局長の提案により、交渉グループごとに実務レベルの議論が再開された。

2007年1月27日、ダボスで非公式閣僚会合が行われ、本格的な交渉を再開すること及び主要国による二国間及び少数国間の交渉を引き続き進めるとともに、他の加盟国にも受け入れられるよう、多国間のプロセスを進めることの必要性が確認された。

同年1月31日、ブッシュ米大統領は、ドーハ・ラウンドの成功に向けて米国が精力的に取り組むことを再確認するとともに、そのために同年6月末で期限切れを迎える貿易促進権限（TPA）の更新を連邦議会に要請する旨を表明した。また、ジョハンズ米農務長官が次期農業法に向けた政府提案を提出した。

同年2月7日、ラミー事務局長は、交渉再開に向けた環境が整ったとして、再開を宣言した。これを受けて、公式・非公式レベルで各分野における交渉が再開された。

同年3月初旬から中旬にかけて南米を訪問したブッシュ米大統領は、ウルグアイ、ブラジルの各大統領との会談等において、市場アクセス改善を条件にアメリカの農業補助金を削減する用意が十分にある旨発言するなど、ラウンド交渉の打開に意欲を示した<sup>8</sup>。

同年3月9日及び23日、ファルコナー農業交渉議長主催により、WTO農業委員会非公式特別会合が開かれ、各国が貿易自由化の例外とする重要品目の取扱いについて協議がなされた。同会合において、ファルコナー農業議長は、非公式協議などを踏まえて4月中旬をめどに議長案を各国に提示する方針を示した<sup>9</sup>。

また、この間の3月12日、ラミー事務局長は、期限まで残された時間は少なく、各国がフルスピードでドーハ・ラウンド交渉を進める必要のあることを力説した<sup>10</sup>。

### 3. 各国議員間における主要論議

議員会議における議論で争点となった主な点は、(1)ドーハ・ラウンドに対する評価、(2)途上国への配慮及び開発、(3)農業その他の交渉、意思決定方式のあり方、(4)紛争解決メカニズム、(5)多角的貿易機構としてのWTOの意義、(6)WTOと二国間・地域貿易協定との関係である。以下、これらの点について議員間の主要論議を紹介する。

#### (1) ドーハ・ラウンドに対する評価をめぐって

【先進国側の意見】 先進国側からは、ドーハ・ラウンドの中断によって、これまでWTO体制の下で順調に拡大してきた自由かつ円滑な貿易の拡大が妨げられ、全加盟国、特に途上国の貿易及び開発にとって大きなマイナスとなっていることを懸念するとの意見(日本)が出された。他方、ドーハ・ラウンドを支持してはいるが、ラウンドを終結させることよりも、合意の内容のほうが重要である(米国)との意見も出された。また、2001年に新ラウンド立ち上げが合意されたときには、途上国が多角的交渉の合意の結果、最も重要な受益国になるとのコンセンサスがあったが、このことの意味をきちんと考えていかななくてはならないとして、ドーハ・ラウンドの意義を再考すべきであるとの見解(カナダ)も示された。

【途上国側の意見】 途上国側からは、ドーハ・ラウンドにおける先進国の態度や交渉の失敗に対する懸念などから、次のような意見が出された。もしラウンドが成功すれば経済成長と安定につながるが、頓挫すれば、貧しい国々の不安定化や貧困層の拡大を引き起こし、先進国から途上国やLDCに対する援助を増やさなければならなくなる。WTOに代わって二国間や地域協定が主流になれば、このような国が大きな打撃を受ける(ケニア)。ラウンドが失敗に終われば、ウルグアイ・ラウンド後、世界貿易に発生した貿易の不均衡を是正する機会が失われ、途上国、特にLDCが大きな打撃を受けることになる。実のある、真の意味で重要な交渉を成功裡に収めることが、LDCやその他の途上国が抱える貧困問題削減のための有効策である(インドネシア)。ドーハ・ラウンドは開発ラウンドだが、70年代まで具体的な成果が出ないまま開発が行われてきた。貧しい国は貧しく、先進国の間でも貧富の差は広がっている。実際に先進各国は真剣に開発を促進したいと願っているのか疑問である(モロッコ)。また途上国からは、現在交渉が中断していることによって、多国間主義に対する懐疑的な意見も出ているので、交渉再開を支持する意思表明を明確に行うべきである(ヨルダン)との見解が示された。このほか、ベストな状況において多国間交渉を再開させようとする観点からも、南南協定、北北協定、南北協定という三つのメカニズムを立ち上げることを提案する(ブルキナファソ)との意見も出された。

#### (2) 途上国への配慮及び開発をめぐって

【先進国側の意見】 先進国側から、こうした途上国の主張を代弁して、次のような見解が示された。多くの途上国が、ラウンド交渉が成功しても、実際には途上国のメリッ

トにはならないという考えをもっている。米国、ドイツ、日本、フランス、イギリス、スイス、オーストラリアなどは交渉の恩恵を受けるが、他の国は恩恵を受けないのではないと言われており、途上国はむしろ交渉の結果、更なる成果が得られるとしている（欧州議会）。

【途上国側の意見】 途上国側からは、次のような意見が出された。途上国の多くは一貫してWTO体制に構造的欠陥があると主張してきた。この基本的欠陥に手をつけない限り、満足のいく形でコンセンサスが達成できるとは思わない。どのようなパッケージが卓上に載ろうとも、不満は後から出続けると思う。途上国経済に関する世銀レポートは、前提条件が違っており、それが実施されれば、途上国の成長が助けられるということではない（インド）。現在の制度を見ると、主要先進国が交渉を牛耳り、輸出国のアジェンダのみが重視されていることに懸念を抱いている。現在の交渉では、途上国のニーズに合っていない（パキスタン）。交渉の進展を促すには、先進国における農業補助金の削減、高関税等の市場参入の障壁をなくすことを最優先課題にすべきであり、途上国にもっとチャンスを与えるべきである（中国）。先進国が自由貿易や市場の力は良いものだと言いながら、輸出補助金を支出しているのは二重基準だと思う。国際貿易における不当な行為によって打撃を受ける地域があり、その結果、包括的な和平は達成できない（ブルキナファソ）。世界銀行等は、途上国に対してすべての国内支持の撤廃を要求しながら、これを先進国には要求しない。アフリカの産業はすべて他国の手に渡り、今や新植民地主義が蔓延しているのが現実である（ニジェール）。

### （３）農業その他の交渉をめぐって

WTO農業交渉の主要国グループは、先進国については、日本、スイス、ノルウェー、韓国などから成るG10、EU、米国、また途上国については、インド、中国、ブラジルなどから成るG20、途上国の特別扱いに関心が高い、インドネシア、トルコなどから成るG33のほか、カリブ、アフリカ、太平洋地域、後発途上諸国から成るG90、カナダ、オーストラリア、ブラジルなどから成るケアンズ・グループ、さらに最近では、ノルウェーほか5か国から成るオスロ・グループがある。これらのグループ間では、市場アクセス（関税引下げ、関税割当の拡大、上限関税など）、国内支持（黄色の政策の削減、青の政策の規律など）、輸出競争（輸出補助金の撤廃、輸出信用、輸出国家貿易、食料援助の規律など）をめぐり、利害が複雑に絡み合っている。

【先進国側の意見】 先進国側からは、次のような意見・主張が述べられた。今次ラウンドは途上国のための開発ラウンドであり、農業交渉もその目標に即したものであるべきであり、そのためには、先進国の貿易歪曲的な国内支持の大幅削減と輸出補助金の撤廃が必要である。また、市場アクセスを含めた農業3分野のバランス、NAMA、サービスを含めた交渉全体のバランスを取り、一括受諾の原則の下で交渉を進めるべきである（日本）。ウルグアイ・ラウンドの結果、農業の輸出補助金がそのままになったことが、今次ラウンドの失敗の原因である。農産品の80%は生産された地域で消費されており、貿易ルールが地元産業に打撃を与えてはいけない。食料安全保障の観点から、各国

はある程度食料の自給自足を図る必要がある（スイス）。農業が世界貿易において占める割合は小さいが、農業においては地域社会とのつながりを考えなければならない。現在行われている形での農業交渉は途上国に悪影響を与えるのではないが（アイルランド）、米国が国内での農業政策をどう変えるのかによってこのラウンドの成功は大きく左右される。先進国の市場開放からすべての途上国が同じように裨益できるのではない。効率的な農業生産国は市場開放のメリットが大きい、生産効率がより低いアフリカ諸国は、生産効率を上げない限り、メリットは少ない（欧州議会）。

【途上国側の意見】 途上国側からは次のような意見・主張がなされた。農業分野における交渉では、市場アクセスと国内支持の間のバランスが重要である。特に、貿易歪曲的な国内支持の削減が重要である（ブラジル）。LDCの6～7割が農業に依存しており、そこから生活費や教育費をねん出している。先進国は飢きんの際に他のLDCから食料を買って、他の国にそれを援助することはしていない。WTO交渉によって、途上国の農民もそれによって生計を立てられるようにすべきである（ザンビア）。

このほか、知的財産権（TRIPS）に関して、地理的表示の登録を十分に徹底する必要があり、これを行えば、商品のトレーサビリティ（どこで消費されているかの把握）を確保でき、消費者を守り、食品の安全を確保することができる（イタリア）として、農産物等の地理的表示の重要性が指摘された。

#### （４）意思決定方式のあり方をめぐって

ドーハ・ラウンドでは、すべての交渉分野を一括して受諾するかどうかを決める一括受諾（シングル・アンダーテイクング）方式が採られている。難航する農業交渉がネックとなって、交渉全体が中断したことから、一括受諾方式から農業を除外すべきかどうかをめぐって、論議が行われた。

【先進国側の意見】 先進国側からは、一括受諾方式に対する疑問の声として、次のような意見が出された。ラウンドで一括受諾方式により貿易交渉を行うこと自体が陳腐化しているのではない、テーマごとに交渉を行い、テーマによっては成功、失敗があるかもしれないが、そうすれば、交渉が全体として崩壊することは避けられるのではない（フィンランド）、ラウンドの農業交渉は混乱をもたらしており、一括受諾方式から除外すべきである（アイルランド）。

他方、次のとおり一括受諾方式を支持する意見も出された。今次ラウンドが成功するためには、農業交渉がこれ以上遅延することのないようにすべきである。農業を使って取引しようとする国に対して可能性を残すためにも、今次ラウンドでは一括受諾方式を残すべきである（カナダ）、農業は一括受諾方式の中に残って、バランスの取れた形で続けるべきである（スイス）、今次ラウンドで農業が一括受諾方式から除外された場合、多角的貿易システムに大きな打撃を与え、自由貿易協定（FTA）の数の急増が予想される（韓国）。

【途上国側の意見】 途上国側からも、次のとおり一括受諾方式を支持する見解が多く示された。多くの途上国にとってドーハ・ラウンドの鍵は農業交渉であり、それは一括

受諾方式の下で維持されるべきである（インドネシア）、農業を一括受諾方式から除外すれば、交渉も失敗すると確信する。農業交渉を単独で行えば、全交渉国がその分野において勝者になれない上、途上国もよりよい交渉ができない（インド）、農業を一括受諾から除外することを主張している人々は、何らかの明確な代替策を持っているのか。どのようにしてバランスの取れた形での交渉を行えると考えているのか（パキスタン）。

また、アフリカ諸国からも次のような主張が述べられた。サハラ以南の多くの国は農業国であり、もし農業が一括受諾方式から除外されれば、悲惨なことになる（ブルキナファソ）、農業を一括受諾方式に入れなければ、LDCは貧乏くじを引くことになる。途上国のためには、農業は一括受諾方式の中に入れるべきである（ザンビア）。

#### （５）紛争解決メカニズムをめぐって

紛争解決メカニズムはWTO加盟国間の貿易紛争を解決する手段であり、WTOの機能のうち最も重要なものの一つである。加盟国は、WTO協定の運用と関わりをもつ問題であれば、何でも二国間協議の申し立てができ、また、その問題が二国間協議により解決しなかった場合には、当該紛争についてパネルの設置を要請できる。パネルは3人から5人の委員で構成され、当該紛争に関する事実認定とそれがWTO協定違反であるかどうかを判断し、6か月以内に紛争解決機関に報告する<sup>11</sup>。パネルの報告に従い、紛争解決機関がそれをWTO協定違反と認定した場合には、当該加盟国に対し改善するよう勧告する。GATTの下での紛争案件数が1948年から94年の間に314件（年平均6.7件）であったのに対し、WTOの下では、95年から2005年までの10年間で335件（年平均33.5件）に増加した。このように、WTOの紛争解決メカニズムは多くの加盟国に受け入れられ、正統性が与えられていると言えよう。他方で、提訴手続にコストがかかり、複雑であること、パネルの裁定が履行されるまでの期間が長いなどの問題点も指摘されている。

【先進国側の意見】 先進国側からは、現在のWTOルールは、90年代後半以降の経済や貿易構造の変化を必ずしも反映していない。ルールが時代に即したものでなければ、紛争解決が埋められる溝には限界がある。各国が裁定の結果を遵守しなければ、裁定に対する信頼も揺らいでしまいかねない（日本）、紛争解決メカニズムは精巧だが、裁定の結果、障壁が増え、関税が高まるような事態も起きている。この状況を改善するために、金銭的な補償を考える必要があるのではないか（欧州議会）などの見方が示された。

【途上国側の意見】 途上国側からは、貿易政策がWTOルールに違反している国も少なくなく、そのことが紛争解決メカニズムに対する信頼を損なわせ、保護主義の登場にもつながっている。紛争解決をもっとスピーディに行う必要がある（中国）、紛争解決メカニズムは多角的貿易システムの柱であり、WTO加盟国に大きな恩恵をもたらしている。しかし、途上国に対する特別かつ異なる待遇に関する紛争解決機関での取扱いの改善が必要ではないか。裁定が出されても、それを履行できなければ意味がない（インドネシア）、貧しい国は、WTO提訴に際して必要な人材を始めとする様々なリソースがなく、このメカニズムを利用することが困難である。WTOに提訴されたときに、強



い国に対抗する力をもっていない（ベナン）、WTOの紛争解決メカニズムは先進国には有効であるが、力のない途上国には有効ではない。先進国と途上国とのバランスをこのメカニズムに導入することにより、初めて有効なものとなる（ブルキナファソ）、小国の場合、紛争解決機関に提訴する費用が莫大になるので、敗訴した国から賠償金が小国に対して支払われるようにしてはどうか（インド）との意見が出された。

このように、全体としては紛争解決メカニズムを評価する声が多かったが、途上国からは、そのメカニズムから十分なメリットを得ていないとして不満の声が聞かれた。

#### （６）多角的貿易機構としてのWTOのもつ意義をめぐって

【先進国側の意見】 先進国側から、次のようなWTOのもつ意義を強調する意見が出された。我々が直面する課題に挑むには、多国間主義の方がより適切である。WTOの多角的貿易体制は最も効率的で正当化された貿易の管理方法であり、それに応じて、EUも明確に多角的貿易体制を強化したいというコミットメントを出している。自由化された多角的貿易体制の方が、二国間・地域貿易制度から得られるものより得るものは大きい。ルールに基づいた貿易制度がより弱いプレーヤーにとってますます重要である。長期的には貿易体制の下で貿易の流れが増え、それによって経済成長が達成でき、途上国の貧困撲滅につながる。そのみで達成できるわけではなく、ダイナミックな援助政策も一緒に行わなければならない（欧州議会）。環境問題を改善するために、WTOの関与の下で何かできるのではないか（欧州評議会議員会議）。

【途上国側の意見】 途上国側からは、WTOは国際貿易体制の発展の上で意義があるのかについて、ある途上国の議員は、WTOはマスコミで取り上げられず、国民の認知度も低い（ニジェール）との意見や、多国間主義こそ途上国にとって利益となるシステムである（ブルガリア）、アフリカ諸国の発展のためには、国際貿易がルールに基づいたものであることが必要であり、多角的貿易体制こそが、途上国が必要としている経済的手段を提供するものである（南アフリカ）との意見が出された。

他方、WTOは加盟のためのハードルが高いと感じている。WTOは純粋に貿易を管理する組織なのか、懐疑的に見ている。国際貿易システムが成功するためには、多くの国が加盟することが必要なのではないか（スーダン）などの、WTOの課題の指摘もなされた。

#### （７）WTOと二国間・地域貿易協定との関係をめぐって

WTOは、二国間・地域貿易協定を最恵国待遇原則の例外として、GATT第24条等が定める要件を満たす場合に限りにおいて認めている。他方で、各国はラウンド交渉を進める一方で、それぞれの思惑から、他の国々との間で二国間・地域貿易協定の締結交渉を進めている。特に93年以降、その数は大きく増えている。政府関係者は、WTOと二国間・地域協定のそれぞれのメリットについて、（１）無差別を原則とするグローバル・ルールの策定、（２）公平性の確保：第三国の介入による恣意的判断の回避と、（１）早いスピードの決着、（２）二国間の関心事項の実現及び（３）より深い協力関係づく

りがあると指摘している<sup>12</sup>。また、専門家からは、こうしたF T Aは加盟国には貿易の拡大や競争激化による生産効率の向上などを通じて経済成長を促進するプラスの効果をもたらす可能性が高いものの、非加盟国に対しては貿易機会の減少による経済成長へのマイナス効果をもたらすと指摘されている<sup>13</sup>。

なお、日本政府は、現在、W T Oを中核とする多角的貿易体制の維持・確保を基本としつつ、二国間・地域貿易協定を補完的に活用するスタンスを取っている<sup>14</sup>。

【先進国側の意見】 先進国側からは、次のとおり二国間・地域貿易協定の拡大に対する懸念等が表明された。F T A等の二国間主義は、一定の条件の下でW T O協定上最恵国待遇の例外とされているが、それらはW T Oの一部を補完・代替することはできても、W T Oの完全な代替物とはならないことを忘れてはならない。交渉が長期間凍結されれば、F T A交渉を重視する傾向が強まり、保護主義的な経済ブロック化につながりかねない（日本）、二国間・地域貿易協定はより透明性の低い交渉につながり、このような状況においては、より貧しい国が不利な立場に立たされる。二国間・地域貿易協定は、市場アクセス、広範な経済的・政治的目標、開発目標、W T Oを超えた自由化、政治的メリットがもたらされるという長所はあるが、飽くまで多角的貿易体制を補完するものである（欧州議会）、現在の地域的な協議、特に二国間主義をみると、大変危険な状況が作り出される可能性がある。それによって、地域ブロック化につながる危険がある（オランダ）、現在ある二国間・地域協定によって多国間主義が妨げられるべきではない（ベルギー）。

また、次のような見解も示された。二国間・地域貿易協定は、多国間貿易協定交渉の促進及びグローバルな課題として取り上げられていない課題を取り上げることができるという点で意義がある。地域貿易協定によって貿易量は増えるが、特惠的な貿易協定の下で行われる場合には、第三国の産品に対してより高い関税が課せられてしまうなど、他国の貿易に悪影響を及ぼしうる。地域貿易協定は、複雑な農業問題を取り扱う上で不十分なものである。途上国の貿易・開発問題は地域貿易協定で取り扱うよりも、多国間交渉の下で取り扱うことが適切である。今次ラウンドの立上げの際には、二国間・地域貿易協定の見直しがW T Oの発展にも寄与するとの認識があった。W T Oは新しい形態での植民地主義ではなく、途上国の能力開発にも努力しており、また開発の側面に十分目を向けている（カナダ）。

さらに、地域協定の限界の例として、東南アジアにおける貿易が大きく拡大している中、A S E A N地域協定は実体的な内容のある唯一のF T Aになるが、これに米国や中国が参加しなければ、意味がないとの指摘がなされた（欧州議会）。

【途上国側の意見】 途上国側からも次のような意見が出された。地域貿易協定には、多国間主義と比較した場合、当時国でない国に対する差別が生まれ、逆に通商上のコストが上がり、また、当事国の管理等のコストも上がるという問題と、農業あるいは開発問題には対応できないという二つの問題がある（中国）。各国の発展のためには、多国間主義が最も望ましい。特にL D Cにとっては、仮に多角的国際貿易制度が弱体化したとしても、これに勝るものはない。W T O新ラウンド交渉が継続している中で、それと

は別に経済連携協定を締結しようというのはいかなるものか（インドネシア）。グローバル化の中では、二国間・地域主義より多国間主義の方が重要である。二国間・地域主義では、貧しい国が不利になってしまう。地域貿易協定に関して、数年経てば失効するというサンセット条項を導入してはどうか（パキスタン）。二国間・地域主義は植民地主義的なにおいがする。それによって常に負けるのは最貧途上国の方で、利益は先進国側にある（ガーナ）。二国間・地域貿易協定により、自国の市場に一方的に製品が流入するため、必ずしもプラスとなるものではない。同時に、小国が経済連携協定から便益を獲得することができるような立場に置かれることを確保すべきである（ベナン）。

#### 4. むすびに代えて

以上、各国議員間の論議を中心に、WTOドーハ・ラウンドの意義と課題について述べた。いずれの点においても、先進国と途上国の主張には隔たりがあり、また農産物輸出国と輸入国との間の主張にも隔たりがあることが明らかとなったが、総じてWTOの問題点よりもその役割や意義に言及するものが多かった。米国のTPA延長問題とも絡み、ラウンド交渉がこの先どこまで進むのか予断を許さないが、仮に進んだとしても、早期に妥結できるのか不透明である。

ドーハ・ラウンドでは途上国の開発問題がテーマになっていることから、途上国のラウンドに対する期待は大きく、日本を始め各国もその期待に沿うべく努力している。今後先進国が途上国の開発に配慮した貿易政策を進めない限り、交渉の妥結には非常な困難を伴うものと思われる。また、各国の議員間の論議にもあったとおり、ドーハ・ラウンドの行方は国民の生活にも大きな影響を与えるものである。にもかかわらず、一般国民の関心は低い。あまり関心が高まり過ぎて、シアトル閣僚会議のように会議に支障をきたしてしまうのは論外であるが、今後、WTO及びラウンドに対する国民の関心とその意義に対する理解をいかに高めていくかが、その成功の鍵にもなろう。今後ラウンドが進展し、WTOによる多角的自由貿易体制がさらに発展するよう期待したい。

---

1 WTOホームページ (<http://www.wto.org/>)

2 WTOに関する議員会議は、貿易問題に関する各国政府の政策を監視し、それに議会の側面を付与することを目的に、2003年2月以来、IPUと欧州議会との共催により、年1回の年次会議のほか、WTO閣僚会議に併せて開催されている議員会議であり、参議院からは毎回議員団が参加している。今次会議の詳細については、別途発行される『WTOに関する議員会議・年次会合概要(2006.12.1及び12..2 スイス連邦、ジュネーブ)』（参議院事務局編 平18.12）を参照されたい。

3 伊藤哲郎「WTO新ラウンド - その論点と展望：多角的貿易交渉の歴史」『貿易と関税』（2004.2）4頁～11頁

4 小寺彰東京大学教授の意見『「WTOとEPAセミナー」第一セッション WTOの意義とドーハ・ラウンドの行方』（2007.2.23）

- 5 『LDC（後発途上国）の認定基準』（2006.12 外務省多国間協力課）1頁。本資料によれば、国連によってLDCと認定されている国は現在50あり、そのうち34か国がアフリカ諸国である。
- 6 近藤嘉智「WTO新ラウンド - その論点と展望」『貿易と関税』（2004.3）24頁
- 7 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/wto\\_6/kaihatsu\\_p.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/wto_6/kaihatsu_p.html)  
「貿易のための援助」開発イニシアティブでは、生産、流通・販売、購入を三つの柱とし、知識・技術、資金、人、制度を手段として用いることにより、農林水産業に従事する人々や中小・零細業者に裨益する生産・加工分野での支援、流通・輸出体制支援、生産者が裨益するための販路確立、LDC製品の市場アクセス改善、日本国内での販路拡大を通じて、輸出促進、所得向上、食糧増産を行うことにより、途上国の持続的発展と自立を実現することを狙いとしている。
- 8 『読売新聞』（2007.3.11）
- 9 小林農水省事務次官記者会見(2007.3.12 <http://www.kanbou.maff.go.jp/kouhou/jimujikan/070312jimujikan.htm>、2007.3.26 <http://www.kanbou.maff.go.jp/kouhou/jimujikan/070326jimujikan.htm> ) 及び上掲『読売新聞』（2007.3.11）
- 10 WTOホームページのニュース（[http://www.wto.org/english/news\\_e/sppl\\_e/sppl56\\_e.htm](http://www.wto.org/english/news_e/sppl_e/sppl56_e.htm)）
- 11 佐竹正夫「アンチ・ダンピングとWTOの紛争解決手続き」『日本の新通商戦略 - WTOとFTAへの対応 - 』（文眞堂 2005.9）26頁
- 12 宇山智哉外務省国際貿易課長作成資料『「WTOとEPAセミナー」第一セッション WTOの意義とドーハ・ラウンドの行方』（2007.2.23）6頁
- 13 浦田秀次郎「日本のWTO / FTA戦略」『国際問題』（2004.7）28頁
- 14 例えば、2007年1月26日の国会における麻生外務大臣の外交演説でもその趣旨の発言がなされている。